

誓約書

下記事項について誓約します。

記

- 1 現在、破産者の宣告を受けていません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 次に掲げるいずれにも該当しておりません。
 - (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又は上記(2)に規定する法人等を利用している法人等
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは上記(2)に規定する法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与することにより、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等又は使用人が、上記(1)から(5)のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

令和 年 月 日

東 海 市 長

住所又は所在地

個人名

又は

法人名及び代表者名

地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。